

# 25 地域福祉の推進

## (1) ずっと住みたい やさしいまちプランの策定

### ●練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組むため、平成28年3月に、「ずっと住みたい やさしいまちプラン（練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画）」（平成27～31年度）を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画としても位置付けられている。

#### 1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】人々の多様な状況を共感をもって理解し、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】区、事業者および区民等が、主体的に取り組む、相互に尊重し、協力することにより推進します。
- 【推進】着実に実施することにより継続的に発展させていきます。

#### 2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（4施策49事業）で構成されている。

- (1) ともに支え合う地域社会を築く（17事業）
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（14事業）
- (3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（12事業）
- (4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（6事業）

## (2) ともに支え合う地域社会を築く

### ●平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

出張所等を地域の見守りの拠点とし、平成27年7月から、つぎの2か所で、練馬区社会福祉協議会と連携して、モデル事業に取り組んでいる。

#### 1 大泉西出張所

地域活動団体などの協力を得て見守り活動への参加

のきっかけとなる学習会、まち調査などを実施している。今後はアイデアなどを実際の活動に生かしていく取組を進める。

#### 2 谷原出張所

地域活動団体等への説明を通してつながりづくりを進めている。

### ●災害時要援護者支援の充実

大地震などの災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（災害時要援護者）について、申請により登録する災害時要援護者名簿を作成し、平常時から関係機関と情報を共有している。

また、名簿に登録されていない方で避難の支援が必要な方についても、比較的被害が大きな地域を優先して、区職員が中心となり安否確認を行う体制を構築している。

さらに、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。平成27年度には、新たに田柄福祉園、都立練馬特別支援学校を指定するとともに、全ての福祉避難所へ無線機を配備した。

※福祉避難所：災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（27年度末現在 39か所）

### ●民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている方や高齢の方などの相談に応じている。

任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

### ●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。27年度末現在、8期生34名、9期生40名が在籍している。

### ●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

### ●福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

区民主体の創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成やアドバイザー派遣などの支援を実施している。平成27年度は16団体に対して助成を

行った。

なお、28年度からは事業の拡充等を行い、やさしいまちづくり支援事業として実施する。

#### ●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成27年度は19団体に対して交付を行った。

#### ●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。

#### ●相談情報ひろば

身近な地域の相談窓口・情報提供場として、また地域の方の交流の場とすることなどを目的として開設している。地域で様々な福祉活動を実施している地域福祉活動団体が、特性を活かして運営しており、区では運営費の一部を助成している。

### (3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

#### ●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。平成27年度は2校で実施し、延べ339名が参加した。

#### ●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

だれもが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する。そのほか、練馬区民事務所の窓口に通訳者とつながったタブレット端末を設置し、外国人住民の方へ適切なサービスを提供する。

### (4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

#### ●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

区と練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため「福

祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、平成17年1月に開設した。福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。

また、19年1月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

#### ●社会福祉法人への指導検査

練馬区内のみで事業を行う社会福祉法人の認可・指導検査権限が、平成25年度に都から区へ移譲された。

法人の自立的な経営基盤を確立することや事業運営の透明性を確保するために指導検査を行っている。27年度は17法人に対して指導検査を実施した。また、集団指導を1回実施した。

#### ●苦情対応のための第三者機関の設置

サービスに関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

### (5) 練馬区社会福祉協議会との連携

#### ●練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

#### 1 活動

公共性の高い組織として以下のような活動をしている。

- (1) ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

#### 2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

平成27年度は、「第4次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、「ずっと住みたい やさしいまちプラン」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。